

三宅島の現状（そのア）

平成13年5月25日
現地災害対策本部（神津島）

【島の現状】

5月中旬の三宅島は、比較的安定した気象、海象に恵まれ、作業は順調に進みました。下旬は南海上に前線が停滞するなど不安定な気候がつづき三宅島への渡航はたびたび中止されました。また、昨年9月中旬以来、防災機関を含むすべての人たちが夜間引き揚げていた三宅島に、約7ヶ月ぶりに開始された夜間滞在の試行も中旬は順調でしたが、下旬は中止するようになりました。一方、降雨後の泥流が相変わらず島の随所で発生しましたが、新たに住宅地などへの泥流被害の発生や被害の拡大はありませんでした。

この他、4月18日に阿古立根地区の仮橋が完成したため、周回道路については取りあえず島を一周できるようになりました。現在は、隣接する芦穴沢や東部の仮沢の仮橋工事、三七沢や伊ヶ谷の空栗橋などの道路改修工事を逐次行っています。

【火山活動】

火山活動に若干の変化がみられました。4月に入って何度か振幅の大きな火山性微動が発生しましたが、火山活動は観測計器からも望遠カメラによる目視からも大きな異常は認められませんでした。火山ガスは4月23日の観測で日量3万4千トンを記録しており、現在でも日量2万～3万トンの火山ガスが発生しているなど依然として大量発生が続いています。

二酸化硫黄の1時間値の最高値は4月20日12時三宅島空港で15.2 ppmが測定されました。これは環境基準(0.1 ppm)の152倍の濃度ということになります。

4月下旬以降、南よりの風が吹いた時には、神着、伊豆などでは高濃度の火山ガスが検出されるようになり、4月29日には三宅支庁で朝の10時頃に6 ppmを超える二酸化硫黄を検知しており、5月11日にはサタドー岬沖の船上で7 ppmを検知しました。

(検知：携帯用ガス検知器による瞬間値)

また、硫化水素の1時間値の最高値は、4月20日12時三宅島空港で1.8 ppmが測定されました。

【復旧作業】

はまゆう丸とえびね丸の2隻で毎日250人以上の作業員が三宅島に上陸し、災害復旧作業に取り組んでいます。芦穴、仮沢などの仮橋の工事やとんび沢、伊ヶ谷の上流に流木止めの取り付け作業など順調に進んでいます。

また、家屋の泥流被害拡大を防ぐ大型土のう積みや流木止めの工事を進めているほか、電気は24時間通電中です。電話の復旧工事も順調に進んでおり、三宅支庁の電話、ファックスは4月25日開通しました。水道の通水等の復旧に全力で取り組んでおり、坊田沢では復旧し、配管作業は、順次破損箇所の復旧作業を行っています。

【たかべ漁の再開】

5月22日に三宅島漁協の組合員8名によりたかべ刺網漁業が再開され、大野原島（三本岳）で約500kgの水揚げがありました。

今回のたかべ漁は、三宅島漁協が主体となり三宅村役場の補助を受けて作成した刺網により行ったものです。夜間の三宅島滞在が許可されていないため、大変難儀した操業であったとのことでした。

【就労案内】

村役場では就労情報を提供し広報しておりますので、就労を希望される方は
三宅村村民課相談係（代表03-5321-1111 内線45-640）にご相談ください。

なお、直近の情報は、ホームページ「三宅島を離れた村民のみなさま」をご覧ください。
(アドレス <http://www.miyakemura.com>)

お問い合わせ先
三宅支庁総務課行政係
電話：03-5320-7854

三宅島の皆様へ

家屋等泥流被害調査の 実施についてのお知らせ

三宅島噴火活動は現在も大量の火山ガスを放出し、いまだに危険な状態が続いています。

5月より三宅支庁において防災関係者による、三宅島夜間滞在を試行し、現地の観測態勢の強化、ライフラインの復旧等に努めているところです。

村では、梅雨入りを向かえる前に東京都及び関係機関の協力を得て、下記により家屋等の被害調査を実施しています。

つきましては、三宅住民の皆様には、調査の趣旨をご理解いただけますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

1. 調査目的 家屋等の被害状況を調査し、被害概要を島外に避難している三宅住民に報告を行なう。
2. 調査期間 平成13年5月28日(月)より (2週間程度の予定)
3. 調査地区 三宅島全域(全戸)
4. 調査方法 写真撮影等により調査し、調査結果報告書を作成する。
5. 調査員 三宅村・村消防団・東京都の関係職員

お問い合わせ

三宅村新宿総合事務所

復興準備室 現地対策係

☎ 03(5320)7826 (内線45-621)

自動車税の課税についてのお知らせ

三宅支庁総務課行政係

日頃、支庁行政へのご理解とご協力ありがとうございます。

現在、東京都では自動車税の課税にあたりまして、自動車の定置場及び自動車の所有者の方のご住所が三宅島である場合、前回お知らせしたとおり課税保留されております。

なお、下記の方々につきましては、自動車税の納付手続きをお願いいたします。

- 1 平成12年9月に避難された後、避難先で自動車（軽自動車をのぞく）を入手した方。
- 2 避難された際に自動車（軽自動車をのぞく）を島外に運び出した方。

現在都内で自動車を使用されている方で新年度の自動車税の納税通知書が届いていないという方は、ご面倒様ですが、都内各自動車税事務所、及び都税事務所で自動車税納付の申請手続きをされますようお願い申し上げます。

この手続がお済みでないと、今後その車両について車検、譲渡及び廃車時に2~3年分の自動車税のお支払いが発生する可能性がございますので、多額のご負担となります。

制度等、ご理解の上なにとぞよろしくご配慮のほどお願いいたします。

*三宅島島内において、復旧作業等で車両を運行している事業者の方は、別途三宅支庁総務課行政係までご連絡願います。

お問い合わせ先
自動車税総合事務所
電話 03-5985-7811~4
三宅支庁総務課行政係
電話 03-5320-7854

平成 13 年 5 月 18 日
[東京都 三宅村]

三宅島商工業者各位

既 往 債 務 に対する利子補給について（お知らせ）

この度、三宅島火山活動等により、被害を受けた商工業者の皆様は、島外への避難が長期化し、資金繰りに支障を来たしています。こうした三宅島商工業者の金融の円滑化を図るため、災害前に借り入れた「既 往 債 務」について先にお知らせをしたとおり、当面、金融機関に対して元金の据置きの協力を求めるとともに、平成14年3月31日までに発生する利息について、東京都・国及び三宅村が金融機関に対し、下記により利子補給を行います。

記

1. 受付期間 ; 平成 13 年 12 月 28 日まで
 2. 受付場所 ; 三宅村（都庁 41 F ・ 東京事務所）・三宅村商工会（立川）
 3. 対象者 ; 三宅島の商工業者
 4. 対象債務 ; 平成12年6月26日以前に借入が行われた債務（事業資金）
 5. 適用範囲 ; 平成13年4月1日以降、金融機関と条件変更の手続きを行った場合に、それ以降、平成14年3月31日までに発生する利息を負担します
- * なお、民間金融機関の利子補給について
- ①債務者は、罹災証明を申請し、三宅村より罹災証明書の交付を受けると同時に、金融機関との条件変更の手続を行い、三宅島中小企業振興特別金融対策利子補給金交付申請を行ってください。
 - ②利子補給金は、債務者ごとに異なります。
- * 政府系金融機関の利子補給について
- ①債務者は、罹災証明・被害証明書を申請し、交付を受けると同時に三宅島中小企業振興特別金融対策利子補給金交付申請をすること。
その後、関係書類を添えて金融機関と条件変更について相談して下さい。
 - ②被害証明を受けるための利子補給金交付申請日の直近 2カ月の売上高又は受注額が前年同期比（6月27日以降の場合は前々年同期比）50% 未満であること。
 - ③利子補給金は、債務者ごとに異なります。
6. 信用保証料 ①上記利子補給の対象になる方は、信用保証料の補助を受けることが出来ます。
- [問合せ先]
- | | | |
|-------|----------------------------|---------------------|
| 商 工 業 | ・ 東京都産業労働局商工部金融課 | （担当者：新居・小山） |
| 関 係 | 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一 29 F | 〒 163-8001 |
| | ☎ 03-5320-4795 (直通) | 36-834 (都庁内線) |
| | ・ 東京都三宅村役場産業観光課 | （担当者：千葉・） |
| | 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一 41 F 南側 | 〒 163-8001 |
| | ☎ 03-5321-1111 (都庁代表) | 45-616 (都庁内線) |
| | ・ 三宅村商工会 | （担当者：村上・菊地） |
| | 東京都立川市錦町2-2-32多摩中小企業会館 | |
| | 東京都商工会連合会内 | ☎ 042-540-3363 (直通) |

平成13年度 保健事業等の取り扱いについて

■ 避難生活の長期化に伴い、今後、避難先の区市町村において「成人病検診」などの各種保健事業等が受けられるようになりました。実施時期、対象年齢等は区市町村により異なりますので詳しくは区市町村の広報誌などで必ずご確認いただき、避難先の区市町村にお問い合わせください。

なお、三宅村民であることの確認について、「健康保険証」「運転免許証」などの提示が必要となります。また、費用は原則無料となりますが、区市町村によって取り扱いが異なる場合（一時立替え等）が考えられますので、避難先の区市町村にあわせてお問い合わせのうえ申し込まれるようお願いいたします。

※この取扱いについて、不明な点がある場合は、三宅村新宿総合事務所保健福祉課までご連絡ください。

三宅村新宿総合事務所
保健福祉課
電話 03-5321-1111
内線 45-641

平成 13 年 5 月 31 日
三宅村役場 村民課

『住民自主活動支援事業等補助金』について

三宅村では、長期避難生活の中で島民相互の繋がりの維持を支援するため、標記制度を創設いたしました。

しかし、活用方法が良く解らない等の問い合わせが多数あるため、幾つかの事例を紹介し、有意義な活用を推進していただければと思います。

また、補助事業の実績報告書の提出による補助金額の確定等により、補助金の使途が明確でない場合は、補助金交付決定の取り消し・還付を命令することがありますので、単に補助金を使えば良いという安易な計画は、最初から・ご遠慮戴ければ幸いです。

何のために事業を計画するのか、事前に相談戴ければと思います。

こんな発想、誰もしなかったと言うような、ユニークな事業の申請を積極的にお願い致します。

当初予算計上総額、1,000 万円と限度がありますので、有効に活用戴ければ幸いです。

(事例)

住民自主活動支援事業等補助金活用事業

事業名	内 容	照会元	評価
市民農園助成	堆肥・消耗品等の補助	国立・連絡会	良とする
連合青年団活動助成	島嶼青年大会参加費等	連合青年団	良とする
ドラゴンボート参加	大会参加バス借上料	中・高生他	良とする
温泉旅行等助成	費用総額の 8 割	○×会	好ましくない
カラオケ・盆踊り大会	費用総額の 8 割	○×会	好ましくない
カラオケ・盆踊り大会	入賞者記念品、構設営費	○×会	内容による

※ その他、お問い合わせは・・三宅村新宿総合事務所 村民課

電話 03-5321-1111 内線 45-640 木村・塚田

三宅島の空・海路を考える会

会 報（臨時号）

[発行日] 平成13年5月30日

[編集・発行] 三宅村

三宅島の空・海路を考える会

電話03-5320-7824(三宅村新宿総合事務)

YS-11型機の後継機種が

羽田空港に到着

就航に向け準備中

エアーニッポンがYS-11型機の後継機種として導入を進めてきた(DHC8-300型機)が羽田空港に到着し、去る3月23日に関係者を集め、機体の披露が行われました。

機体には、エアーニッポンの社内公募により選定された椿の花のオリジナル塗装が施されており、7月からの就航に向けて準備を整えています。

就航路線は、東京一大島・三宅島線が予定されており、三宅島線は、噴火活動が収まり三宅島空港の再開後就航の運びとなります。



《会からのお知らせ》

平成12年度の事業報告並びに収支決算は、帰島後にお知らせします。